

# 京田辺市中学校昼食等検討委員会

## 報 告 書

平成25年3月

京田辺市中学校昼食等検討委員会

## 目 次

1. はじめに	P - 1
2. 概 要	P - 2 ~ 4
3. 検討内容	P - 5 ~ 9
4. 提 言	P - 1 0

### 資 料

アンケート（保護者）	平成 2 3 年度第 3 回議事録資料②
アンケート（生徒）	平成 2 3 年度第 3 回議事録資料③
実施方式比較表 （メリット・デメリット）	平成 2 4 年度第 2 回議事録資料 8 頁
実施方式比較表 （コスト比較）	平成 2 4 年度第 3 回議事録資料 「実施方式比較表」

## 1. はじめに

京田辺市では現在、中学校の昼食は、家族のつながりを深められることや、成長過程において個人差が最も大きい中学生に対し、量や内容にきめ細かく対応できるなどの理由により、手作りによる家庭弁当の持参を指導している。

しかし近年、少子化や核家族化などにより、家族や家庭を取り巻く環境が著しく変化し、中学生の食についても家族が各々別のものを食べる個食、一人で食事をする孤食、同じものばかりを食べる固食、軟食である粉から作るものに偏る粉食、濃い味の濃食、極端に少ない量しか食べない小食といった7つのコ食など、多くの問題を抱える状況となっている。

このような問題について本市教育委員会では、「京田辺市学校給食推進委員会」において、中学校の昼食等のあり方についての検討を平成22年8月に着手した。また、市議会では、学校給食法の改正により学校給食を活用した食育の推進が加わったこと、格差により家庭弁当を持参できない家庭が増えていることなどから、安全でおいしい学校給食を早急に中学校でも提供すべき旨の請願が提出され、平成22年12月に趣旨採択された。

こうした中で本市教育委員会では、平成23年8月、「京田辺市中学校昼食等検討委員会」を設置し、中学校における昼食のあり方について検討を行い、方向性を出していくこととなった。

当検討委員会では、現在行っている家庭弁当の意義や食育、給食形態のメリット・デメリットなど様々な課題について検討し、本市中学校における昼食のあり方について、平成23年度に4回、平成24年度に5回の議論を重ねてきた。その中で食育の観点から大学教授を助言者として迎え、意見をいただきながら、この度、京田辺市にとって最もふさわしいと考える中学校昼食についての意見を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## 2. 諸 元

平成 24 年 1 月に実施した保護者と生徒を対象としたアンケート結果と、京田辺市の中学校昼食をとりまく現状についてとりまとめた。

### 1) 市議会での請願趣旨採択

請願：中学校給食の早期実施

趣旨：

- ・ 安全でおいしい学校給食は父母の願いで、何よりも子どもたちの願いである。
- ・ 成長期にある中学生は、さまざまな栄養素をバランス良く摂取する必要がある。
- ・ 学校給食法の改正により、食育の推進が盛り込まれた。
- ・ さまざまな事情により、弁当を持参できない家庭が増えている。

《請願全文》

安全でおいしく豊かな学校給食は、父母の願いであり、何より子どもたちの願いです。

心身ともに成長期にある中学生にとって、成長に必要なさまざまな栄養素をバランス良く摂取することが重要です。2008年の学校給食法改正では、学校における食育の推進のために学校給食を活用することが新たに加わり、学校給食が単なる栄養補給にとどまらず、食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ教育の一環であるという趣旨がより明確にされました。

また格差と貧困が広がる中、さまざまな理由で弁当を持参できない家庭が増えています。家庭環境に関係なく、どの子も同じように教育を受ける権利があります。学校給食も教育の一環であり実施は当然ではないでしょうか。

2008年の統計でも、全国の公立中学校の80.9%で完全給食を実施、京都府下でも175校のうち108校で実施しています。

京田辺市でも安全でおいしく豊かな学校給食を、中学校で早急に実施していただくよう請願するものです。

### 2) 中学生の生活と栄養バランスの現状

- ・ 近年の社会環境の変化に伴い、核家族化や共働き世帯・一人親世帯の増加、家庭の生活時間の個別化などにより、不規則な食事、伝統食の喪失、栄養の偏りなどの問題が顕在化している。
- ・ 生徒個人の課題として、過食、間食、主に女子における痩身志向などの課題がある。

- ・ 中学生の時期は、将来に向けて体をつくる一番大切な時期にあるものの、食事の摂取方法や質・量はもとより、生活リズムの不規則性も重大な課題となっている。
- ・ 京田辺市の中学生は、84%とほとんどの生徒が毎日朝食を食べているが、朝食を食べない生徒は、食べる時間がない48%、食欲がない32%と生活リズムの乱れがうかがえる。（別紙アンケート資料 生徒用問1、2）

### 3) 給食に求められるもの

学校給食法の観点から

- ・ 平成21年の法改正に伴い、給食の目的が「児童及び生徒の心身の健全な発達に資する」という栄養摂取に関する目標に加え、「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う」ため「給食の普及充実及び食育の推進を図る」ことが明記され、食育が重要視されるようになった。
- ・ 同法第2条には、食育の観点から以下の7つの目標が掲げられている。
  - ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
  - ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
  - ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
  - ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
  - ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
  - ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
  - ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

### 4) 食育に求められるもの

- ・ 市内各小学校においては、給食を通し、集団生活の中での食事マナー、季節食や伝統食のあり方、食材や流通、調理などへの感謝に係る食育が行われている。
- ・ 京田辺市健康増進計画・食育推進計画（平成23年度策定）に、課題と方向付けが述べられている。特に中学生の時期に対しては、
  - ① 質・量・時間においてバランスのよい食生活の実践と、早寝・早起きといった規則正しい生活リズムの実践が必要である。
  - ② 特に女子においてダイエット志向があり、適正体重と食事量について正しい理解が必要である。

- ③ 自分でカロリーや栄養バランスを見て考えて買う（食べる）力を身に付けることが必要である。
- ④ 食べるだけでなく、食に関する様々な体験をする。としている。

## 5) アンケート結果

### (1) 昼食の実態

- ・ 現在、京田辺市の中学校では、96%の家庭が毎日弁当を持たせている。(別紙アンケート資料(以下同じ)保護者問1①)
  - ・ 弁当を作る時に最も気をつけていることは、栄養バランスで、おいしさ、衛生面や安全面、分量と続く。(保護者問1③)
  - ・ 弁当を持参しない日は86.4%の生徒がパンとおにぎりのみで昼食を摂っている。(生徒問10③)
  - ・ その昼食費は69.7%の生徒が、500円以下と回答。(生徒問10⑤)
- ※ 家庭弁当を持参できない背景には、親の共働きや一人親世帯等、家庭の諸事情が考えられる。

### (2) 保護者向けアンケート結果(回収率852/1,173)

- ・ 中学校での昼食については、小学校と同様の給食を望むとの回答が67%と最も多く、回答の3分の2を占めており、家庭弁当もしくは家庭弁当を主として持参できない場合、注文弁当などの対策を希望すると回答した33%を大きく上回っている。(問3②)
- ・ 家庭弁当が望ましいと回答した内の3分の2については、弁当を持参できない場合に、それを補う手段があることを望んでいる。(問3②)
- ・ 現在の家庭弁当に対する意識としては、負担や衛生面などのデメリットを上げたものが59%（「栄養バランスが大変」と「弁当作りが負担」を合わせて31.4%、「夏場は腐りやすく心配」が27.5%）に対して、「内容や分量の調整ができる」、「親子のつながりが期待できる」、「アレルギー対応など子どもの体調把握ができる」等、メリットを上げたものが40%と、給食を望む結果と比例している。(問3①)

### (3) 生徒向けアンケート結果(回収率1,031/1,173)

- ・ 中学校での昼食については、81%が現在の家庭弁当を希望し、小学校と同様の給食を希望する生徒の17%を大きく上回っており、請願趣旨とは異なり、保護者の希望とは正反対の結果となった。(問14)

- ・現在の家庭弁当については、「おいしい」、「味や分量が調節できる」、「親子の会話につながる」など肯定的な意見が82.6%あった。これらの理由により、家庭弁当が支持されているものと考えられる。その他、親の負担を心配する意見が9.5%、衛生面を心配する意見が6.8%見られた。  
(問12)
- ・これまで小学校で食べてきた学校給食については、「おいしい」、「栄養バランスが良い」、「好き嫌いをなくすきっかけになる」など肯定的な意見が43.7%あったが、その反面、配膳や片付けに時間がかかることなど、給食時間についての問題や、味や分量の調整がやり難いなどデメリットの意見が54.5%上げられ、メリットを上回る結果となった。(問13)

#### (4) 家庭と学校の役割

- ・食習慣は70.1%、食事マナーは64.7%が家庭の役割と認識されている。(保護者問2)
- ・食事の楽しさは52.7%が家庭、44.4%が家庭と学校両方の役割、と回答している。(保護者問2)
- ・その他食品の安全や栄養バランスの教育、食文化や感謝の気持ちを育むことについては、両方で行うことが求められている。(保護者問2)

### 6) 実施方法比較

中学生の昼食摂取方法については、現在運用中の家庭弁当方式、請願により求められている給食方式など、いくつかの方法について調査した。

#### (1) 給食

完全給食の場合は、学校給食法で求められている栄養バランスの良い食事を平等に提供することができる。給食の実施方法としても、自校式、親子方式、給食センター方式が考えられる。

まず、自校式はそれぞれの学校で給食調理を行うため、調理したての給食を提供でき、配送の手間が要らないなどのメリットがある反面、各校ごとに調理施設を整備し、管理していかなければならないなど、コストや整備期間についてのデメリットがある。

自校式のコスト試算では、施設整備や食器等の整備にかかる初期投資が約3億5千万円、年間維持費が約7千万円となった。他に、給食室を建設する場所が校内に確保できなければ、用地を取得する必要がある。

親子方式については、小学校の給食室で中学校の給食を賄う方式であるが、市内9小学校ではその全てにおいて、場所、設備ともに余裕がなく現実的ではない。

給食センター方式の場合は、調理業務を一括して行うため作業効率が良く、衛生管理が徹底できるなどのメリットがある反面、新たに給食センターを建設するにはまとまった用地を確保する必要があり、自校式以上にコストや整備期間のデメリットがある。

給食センター方式のコスト試算では、施設整備や食器等の整備に加えて、受入れ側の施設整備を合わせた初期投資額が4億3千万円、年間維持費が約6千万円となり、加えて建設用地を新たに平地で約3千㎡程度取得する必要がある。

## (2) 家庭弁当

家庭弁当については、アンケートにおいて家族のコミュニケーションツールとして食育の役割を担っていることなど、意義が重要視されていた。現在、京田辺市の中学校ではほとんどの生徒が、毎日家庭弁当を持参していることから、そのまま継続していくことは可能であるが、67%の保護者が給食に期待を持っていることや、親の共働きなどにより弁当づくりに十分な時間がとれないなど、さまざまな理由で、必ずしも全ての家庭で食育や栄養面を考慮した弁当を作れない事情が指摘されている。こうした中、弁当づくりの負担軽減や衛生管理などに対応し、保護者が期待する栄養バランスのとれた昼食提供を行う必要性が強く求められ、この度の検討作業のきっかけともなった請願にも記されている。

## (3) デリバリー選択弁当

昼食提供については、選択制のデリバリー方式を採用している他市町村における事例があり、この方式はいわゆる学校給食とは言えないが、1年程度の準備期間で対応することのできる有効な手法と考えられる。コストについても初期投資は受入れ施設と予約システムの整備だけで、空き教室等の利用により、初期投資額が約500万円、維持費はシステムの維持管理や配膳業務の委託料で、年間約70万円との試算となり、最小限の費用と最小期間での実施が可能と考えられる。

デリバリー方式を実施することを想定し、実施の可否について先進地で弁当を提供している業者に確認したところ、対応可能との返答を得ている。この場合、献立内容については、先進地と同様、市栄養士の指示によりその一部が変更可能である。また、先進地で稼働している注文システムは、予め弁当代を現金もしくはクレジットカードにより被提供の登録を行うため、給食費の滞納問題もなく、1ヶ月単位などまとめた注文だけでなく、当日の注文にも対応できるものとなっている。京田辺市においても同じシステムを導入することが可能と考えられる。



### 3. 審議内容

本委員会では、義務教育課程における学校給食にかかる諸制度や関連計画、他市町村における実態などを把握し、市議会における請願の主旨や生徒・保護者の意向調査を踏まえた上で、考えられる給食あるいは昼食の摂り方について議論してきた。以下に当委員会での意見をまとめた。

#### 1) 家庭の役割、学校の役割について

- ・ 教育基本法第10条の趣旨を確認した。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであるため、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### 2) 家庭弁当のメリット・デメリットについて

【メリット】

- ・ 親の愛情を込めることができ、家庭の味を伝えることができる。
- ・ 子どもの期待が大きく、それに応えたい。
- ・ 家庭弁当は、親子のコミュニケーションツールとしての役割を持つ。
- ・ 親への感謝の気持ちが芽生え、愛情が深まる。
- ・ 短い昼休みに対応できる。
- ・ 弁当は個々の量やアレルギーに対応できる。
- ・ 中学生になると、特に男女間で摂取量などに差が生じ、弁当だと調整ができる。

【デメリット】

- ・ 好きなものや同じものばかりで、栄養の偏る可能性がある。
- ・ 夏場は保冷剤を入れていても衛生的に不安が残る。
- ・ 家庭弁当を持ってこられない生徒の欠食対策を最初に検討すべきである。

#### 3) 給食のメリット・デメリットについて

【メリット】

- ・ 栄養バランスが良い。
- ・ 全員が甲乙無く同じものを食べられる。

- ・フルタイムで働く保護者は弁当をつくる時間がとれないため、負担軽減につながる。
- ・作ってから喫食までの時間が短く、衛生面でも安心できる。

#### 【デメリット】

- ・アレルギー対応を全ての生徒に対し行うことは難しい。
- ・残滓（食べ残し）の多く出る場合がある。
- ・新たに給食実施となった場合、給食経験のある教師が少ないため、生活指導に混乱が生じる。
- ・学校の校時に大きな改造が必要となり、クラブ活動などに時間的制限の及ぶことが想定される。

#### 4) 中学校における食育のあり方

- ・給食だけでなく、弁当でも食育はできる。教科の中で対応できる。
- ・給食でも弁当でも食に対する意識付けは必要で、生きていく知識としての教育を行う必要がある。
- ・現在、家庭科等の授業の中で身体作りをするために食生活が大切と指導している。
- ・給食での食育は小学校で行っており、同様の食育を繰り返すのではなく、中学校では嫌いなものの栄養素を他の食材で補う知識をつけるなど、各々の個性を活かした食育にステップアップする必要がある。
- ・食に対する教育の第一義的責任は家庭教育にある。
- ・現在の弁当でも、生徒同士で交換するなど、楽しく交流している。
- ・現在の中学校での昼食時間は、食べて次に備えるための時間となっていて、昼食時の食育はできていない。
- ・食育には、学校で昼食に使う食材を生徒自ら栽培することや、地元の人に伝承料理を教えてもらうなど、他市町村で行われている取り組みにあるような、何を生徒に伝えていくのかといった理念が必要である。
- ・家庭科の弁当づくりでも生徒は、味付けや弁当箱につめる作業、後片付けなど、身をもって学んでいる。食育についてはすべき事がまだまだたくさんあり、子どもたちに体験させる事など保護者も考えるべき事がたくさんある。食の大切さなどいろいろな面について、みんなで考えていかなければならない。
- ・子ども自ら調理させることで食の大切さや調理方法が分かり、普段食事を作っている親などへの感謝の気持ちが生まれるので、食育としては体験させることが理想的な形と考えられる。

- ・ 小学校で給食による食育が身につけている前提であるが、社会全体に食生活が乱れている現代においては、小学校だけでは不十分な面がある。

## 5) 昼食・給食の実施形態別のメリット・デメリットについて

### (1) 自校式・給食センター方式

#### 【メリット】

- ・ 議会請願の趣旨に添った昼食の方法となるので、請願者に応えたことになる。
- ・ 学校給食法の主旨に添った方法となり、施設整備を行う際に国庫補助金の交付が見込める。
- ・ 生徒は安価で昼食が食べられ、さらに就学援助対象者等は補助を受けることができる。
- ・ 給食は栄養バランスが良い。
- ・ 給食はみんなが公平に同じものを食べられる。

#### 【デメリット】

- ・ 多額な経費が必要となり、財源確保や施設整備などへの時間的な課題がある。
- ・ 給食は配膳や片付けに時間がかかる。校時の変更が必要となり、学校生活全体に影響がでる。
- ・ 残滓（食べ残し）や生徒指導などの問題がある。
- ・ 給食費の滞納問題がある。

### (2) デリバリー選択弁当

#### 【メリット】

- ・ 選択弁当方式は、おにぎりやパンだけの昼食に比べ、栄養バランスに配慮したものとするができる。
- ・ 選択弁当方式は、先進地事例を参考にすると、当日発注や量の選択に対応することができる。
- ・ 給食センターを民間に用意してもらうようなもので、設備に負担がかからない。
- ・ 短期間で導入でき、財政的な負担も最小限で実施可能である。

#### 【デメリット】

- ・ 学校給食法に規定される給食とはならない。
- ・ 給食専用の献立を提供することは困難であろうが、業者提供の献立を市栄養士が改善を求める形での対応は実例があり、可能である。

- ・ 学校給食の方法では、食の安全性を確保することが可能と思われるが、選択弁当の方法でも、食の安全性や栄養面での要望が担保されることが求められる。

## 6) その他の課題

- ・ 京田辺市の中学校では、現在、昼食時間を15分としており、短いとの意見が多く見られるが、前5分と後20分の休憩時間があるため昼食時間を超過しても食べられなくなる訳ではない。経験則で今の時間になっている。
- ・ 昼食時間は教室から出ないように指導しているが、食べ終わると出て行く生徒もおり、指導についての課題がある。
- ・ 給食は、配膳や片付け時間を確保するため校時を変更すると、最終的に部活などの時間が圧縮される影響が予想される。

## 7) まとめ

給食も家庭弁当もそれぞれメリット・デメリットがあり、全ての要求を満たすことはできない中で、生徒への昼食提供の方法については、完全給食の実施による提供の場合、自校式、給食センター方式のどちらで実施するにしても、配膳や片付けなどによる給食時間の延長、それに伴うカリキュラムの変更や給食指導、給食施設整備にかかる時間や場所の選定、財源の確保など長期的な導入計画が必要となり、これらの問題を早期に解決することは困難と考えられる。

そのため、現在の京田辺市における中学校の昼食は、現在の家庭弁当の意義を認めながら、保護者の希望や生徒の意見も尊重し、時間や手間、財政面などを考慮に入れ検討した結果、完全給食ではなく、弁当を作れない時など、必要に応じて選択できるデリバリーによる注文弁当方式が、現状の解決策として最善と考えられる。それにより家庭弁当の持参が困難な場合も、現在のパンやおにぎりだけの昼食よりも、栄養バランスのとれた昼食をとることが可能となる。

今後も、保護者や生徒のニーズを注視するとともに、給食を含めたより良い中学校昼食の方法について、引き続き検討を続けていくことが必要と考える。

## 4. 提 言

京田辺市議会において中学校給食の実施を求める請願が趣旨採択されたことに伴い、本検討委員会では設置要綱の規定に基づき、中学校の昼食等のあり方や中学生の食育のあり方について検討を行った。

その結果、昼食を食べる中学生と、その保護者の希望をできるだけ反映した昼食のあり方として、完全給食を目指すことも考えられるが、必要な生徒や保護者が、必要に応じて注文できるデリバリー方式による選択式弁当が、現時点での京田辺市にとっては最も望ましい方法との結論に達した。ただし、提供する昼食は、安心・安全で、栄養バランスのとれたものであることが求められる。